

平成18年度 第1回 高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会 議事録(案)

. 日 時：平成18年11月28日(火) 15:00～17:30

. 場 所：高圧ガス保安協会第6会議室

. 出席者(敬称略・順不同)

主 査：川原

副 主 査：川西

委 員：小椋、加藤、北川、越部、下出、新谷、西本、松浦、間宮

K H K：鈴木、長榮、飯沼、眞田、星野、鳥越

. 配付資料

- 資料1 高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会委員名簿
- 資料2 技術委員会の組織及び規格策定プロセスについて
- 資料3 テクニカルレビュー・プロセスレビューについて
- 資料4 技術委員会規程
- 資料5 技術基準作成基本方針
- 資料6 規格委員会規程について
- 資料7 規格委員会規程
- 資料8 技術基準策定手順書
- 資料9 高圧ガスタンクローリ再検査基準の改訂方針(案)
- 資料10 高圧ガスタンクローリ再検査基準の改訂(案)(新旧対照表)

. 議事概要

1. 挨拶

開催に先立ち、高圧ガス保安協会機器検査事業部長鈴木より挨拶があった。

2. 委員紹介

資料1に基づき、川原主査、川西副主査、各委員及び事務局の紹介が行われた。

3. 定足数の報告

事務局から本日の出席委員は11名であり、規格委員会規程に定める定足数を満足していることの報告があった。

#### 4．技術委員会・移動容器規格委員会の概要及び規程について

事務局が資料2から資料8に基づき、技術委員会の組織、規格策定プロセスの導入、規格委員会の役割等について説明を行った。主な質疑事項は以下のとおり。

書面投票を行わねばならない条件はどのようなものか。

規格原案の決議については、書面投票にて実施しなければならない。本日は決議事項は考えていない。

移動容器規格委員会はどのように改組されたのか。

以前は、技術委員会容器部会の下に基準検討の専門委員会が設置されていたが、容器部会はなくなり、移動容器規格委員会の下に分科会が設置されることとなった。

#### 5．事務局が資料9に基づき、高圧ガスタンクローリ再検査基準改正の背景について説明した。主な質疑事項は以下のとおり。

表4で実施することとより従来と大きく変わる点は何か。

従来の基準では高圧ガス保安法適用の設備附属品については、耐圧試験を規定していなかったが、改正案では、耐圧性能の確認の一方法として規定している。

この基準は毎年実施する定期検査に適用となるのか。

タンクローリに装置された容器の再検査時に合わせて行う定期自主検査を対象としている。

資料9にLP法に規定する定期自主検査と規定されているが、LP法に定期自主検査は規定されていないのでは。

LP法に規定する保安検査の前に行う事前検査の誤り

容器の再検査と同時にを行う定期自主検査又は事前検査と説明されたが、どこに規定されているのか。毎年実施しなければならないように読めるが。

適用範囲に規定している。定期自主検査、事前検査は検査依頼者からの要望により行うものである。容器再検査を行わない時の定期自主検査等を対象とするものではない。毎年実施する定期自主検査はKHKS0850等を基準としてほしい。

圧縮機の開放点検については容器再検査時毎回行うこととなるのか。

依頼者の指示による。

#### 6．事務局が資料10に基づき、高圧ガスタンクローリ再検査基準改正の事務局

案について説明した。主な質疑事項は以下のとおり。

今回の案では、圧縮水素と液化水素運送自動車用容器を定義に追加されているが溶接容器及び超低温容器製の運送自動車用容器は定義しないのか。

高圧ガス運送自動車用容器の中に圧縮水素運送自動車用容器は新たに容器則に定義され、液化水素運送自動車については、液化水素運送自動車に装置される附属品が容器則に定義されたため、新たに規定した。これにより溶接容器、超低温容器の運送自動車を排除するものではない。

設備附属品について定期自主検査時に本基準を遵守するかは、8に規定しているとおり、依頼者の指示による。依頼者の指定には検査の省略も含むとしている。

7．本日の事務局案（資料9及び資料10）に対し、要望、改正案等があれば12月27日までに事務局に提出することとした。

8．次回分科会は平成19年1月31日（水）14:00から開催することとした。